

(所管)厚生労働省																				(単位:千円)	
政策体系	一般会計									特別会計									備考		
	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額	流用等増△減額	予算決定後移替増△減額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差引額	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額	予算総則の規定による経費増額	流用等増△減額	予算決定後移替増△減額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額		差引額	
12 国際化時代にあふさいわい厚生労働行政を推進すること	41,084,701	-	17,176,852	-	-	58,261,553	56,796,180	1,375,000	80,392	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(1) 国際社会への参画・貢献を行うこと	41,084,701	-	17,176,852	-	-	58,261,553	56,796,180	1,375,000	80,392	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること	40,852,412	-	17,176,852	-	-	58,029,264	56,623,533	1,375,000	30,730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること	232,289	-	-	-	-	232,289	172,627	-	59,661	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
13 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること	166,415,340	10,236,529	-	-	-	176,653,868	161,324,088	24,050,857	1,278,222	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(1) 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	6,768,069	44,000	-	-	-	6,812,069	5,722,858	860,335	229,074	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	6,768,069	44,000	-	-	-	6,812,069	5,722,858	860,335	229,074	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(2) 研究を支援する体制を整備すること	159,647,271	10,194,528	-	-	-	169,841,799	145,602,030	23,190,621	1,049,147	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること	159,647,271	10,194,528	-	-	-	169,841,799	145,602,030	23,190,621	1,049,147	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
14 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること	15,302,209	23,129,230	-	-	-	38,431,439	24,624,853	13,123,247	683,338	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(1) 電子行政推進に関する基本方針を推進すること	15,302,209	23,129,230	-	-	-	38,431,439	24,624,853	13,123,247	683,338	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を深めながら、その実効的な導入を図るとともに、社会保障・税番号の活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること	15,302,209	23,129,230	-	-	-	38,431,439	24,624,853	13,123,247	683,338	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	41,117,188,696	336,742,429	4,163,370,393	-	-	45,617,301,517	40,117,916,228	4,493,057,105	1,006,428,168	99,665,091,149	9,606,151	55,000,000	100,000,000	44,080,184	1,379,356	99,678,476,656	95,557,724,755	703,452,237	3,417,299,682		

- (注) 1. 政策評価の対象となる計数及び政策評価の対象となっていないがある政策に属すると整理できる計数を掲記している。
2. 複数の政策体系にまたがる等、当該政策体系に係る計数が特定又は区分できないもの(例:施設整備費等)については、< >書き内数で掲記し、計欄において合計に含めている。
3. 計数は、原則として単位未満を切り捨てたものであり、端数において合計とは一致しないものがある。
4. 千円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合は「-」で表示している。
5. 年金特別会計、東日本大震災復興特別会計については厚生労働省所管分のみ掲記している。